



長野県報

7月13日(月)
令和8年
(2026年)
第725号

目次

条 例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	3
長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課、産業立地・IT振興課)	3
長野県人権尊重の社会づくり条例(人権・男女共同参画課)	5
一時保護委託者の登録等の基準に関する条例(子ども・家庭課児童相談・養育支援室)	9
長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例(障がい者支援課、コンプライアンス・行政経営課、水道・生活排水課、経営推進課)	12
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(建築住宅課)	13
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例(経営推進課)	13

規 則

長野県人権尊重の社会づくり条例施行規則(人権・男女共同参画課)	14
---------------------------------------	----

告 示

令和8年3月31日専決処分した令和7年度補正予算の要領(財政課)	16
令和8年7月3日成立した令和8年度補正予算の要領(財政課)	17
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(疾病・感染症対策課)	17
自然公園法に基づく国定公園事業の決定及び図書の縦覧(自然保護課)	18
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)	18
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	18
長野県知事選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日(選挙管理委員会)	19
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	19
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会)	19

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(交通政策課)	20
----------------------------------	----

正 誤(都市・まちづくり課)	24
----------------------	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 外国勤務職員の手当について、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に準じた支給とするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和8年8月1日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 個人県民税のふるさと納税に係る特例控除額について、定額上限を新たに設定しました。
 - (2) 住宅ローン控除に関する個人県民税の特例措置を5年間延長しました。
 - (3) 県が作成する地域再生計画に基づいて本社機能の移転や拡充を行った事業者に対する事業税、不動産取得税、固定資産税の課税の特例措置を2年間延長しました。
- 2 この条例は、1の(1)及び(2)は令和9年1月1日、1の(3)は公布の日から施行します。

◇ 長野県人権尊重の社会づくり条例（条例第30号）

- 1 全ての人が基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた施策の基本となる事項を定めることにより、人権が尊重される社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり定めました。
 - (1) 県、県民及び事業者の責務並びに市町村との連携等について定めました。
 - (2) 以下の人権侵害行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）の禁止について定めました。
 - ア 差別的取扱い又は差別的言動
 - イ 他人の権利利益を侵害する行為
 - (3) 以下の人権侵害行為からの救済体制等について定めました。
 - ア 人権に関する各般の問題に対する相談体制
 - イ 長野県人権オンブズパーソンを核とした救済体制
 - ウ インターネット上の誹謗中傷等への対応
 - (4) 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策について定めました。
- 2 この条例は、公布の日（1の(3)のイ及びウは、令和9年4月1日）から施行します。

◇ 一時保護委託者の登録等の基準に関する条例（条例第31号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、令和8年10月1日から施行します。

◇ 長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例（条例第32号）

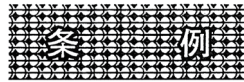
- 1 地方自治法等の一部改正に伴い、同法等を引用している次の条例について所要の改正を行いました。
 - (1) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例
 - (2) 長野県流域下水道条例
 - (3) 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例
 - (4) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
 - (5) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 2 この条例は、令和8年9月24日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 諏訪市が建築主事を置かなくなることに伴い、条例に基づく事務移譲の対象から諏訪市を除くこととしました。
- 2 この条例は、令和8年10月1日から施行します。

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 湯の瀬いとおしき発電所の新設に伴い、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和8年7月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第28号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる扶養手当の区分に応じ、当該各号に定める職員に対しては、支給しない。

- (1) 次条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が定める職員（以下「行政職9級職員等」という。）
- (2) 別表第6に掲げる外国勤務手当の支給を受ける職員の次条第1項第1号に該当する扶養親族のうち人事委員会が定めるものに係る扶養手当 当該職員のうち人事委員会が定めるもの

第16条に次の1項を加える。

- 4 前3項に定めるもののほか、別表第6に掲げる外国勤務手当の支給を受ける職員の扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第45条の2第2項中「第3章の2」の次に「、第3章の4」を加える。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

人 事 課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和8年7月13日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第29号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条の5第2項中「（当該金額が当該納税義務者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第39条の9第1項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）」を「同法」に、「消費税法第2条第1項第2号」を「同項第2号」に改める。

第40条の9第1項中「住宅（）」の次に「法第73条の14第1項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加え、同条第2項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「施行令第37条の18第2項」を「同条第2項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改める。

第145条の2第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第4条の4の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年」を「平成21年から令和12年」に改め、同項第1号中「第5項まで若しくは第10項から第21項」を「第18項」に改め、「（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）」を削り、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

附則第4条の4の3第1項の表の第1項第1号の項中「第5項まで若しくは第10項から第21項」を「第18項」に改める。

附則第4条の5中「所得について、」の次に「法附則第35条の3の6第1項、」を加え、「(当該金額が当該納税義務者の第21条及び第21条の4の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えときは、当該100分の20に相当する金額)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第21条及び第21条の4の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と77万2,000円とのいずれか低い金額を超えときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第4条の5第5号中「ついて」の次に「法附則第35条の3の6第1項、」を加える。

附則第4条の6中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第21条の5及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第21条の5第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

附則第4条の9中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

附則第10条第1項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第5項中「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に、「同条第12項」を「同条第14項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第145条の2第1項の改正規定 公布の日
- (2) 附則第4条の6、第4条の9及び第10条の改正規定並びに附則第5項の規定 令和10年1月1日
- (3) 第39条の9第1項の改正規定 令和10年4月1日
- (4) 第40条の9の改正規定及び附則第6項の規定 令和11年4月1日
- (5) 附則第4条の5の改正規定（「所得について、」の次に「法附則第35条の3の6第1項、」を加える部分及び同条第5号に係る部分に限る。）及び附則第4項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する規定の適用）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）第21条の5第2項及び附則第4条の5の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第4条の4の2の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人の県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認

定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の長野県県税条例附則第4条の5の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第10条第4項の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(不動産取得税に関する規定の適用)

6 新条例第40条の9第1項の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

税 務 課
産業立地・IT振興課

長野県人権尊重の社会づくり条例をここに公布します。

令和8年7月13日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第30号

長野県人権尊重の社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 人権侵害からの救済等

第1節 人権侵害行為の禁止(第7条)

第2節 救済手段等(第8条―第19条)

第3節 長野県人権オンブズパーソン(第20条)

第3章 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策(第21条―第25条)

第4章 長野県人権政策審議会(第26条)

第5章 雑則(第27条)

附則

日本国憲法は、全ての人が平和のうちに生存する権利を有し、個人の尊厳を基礎として基本的人権が保障されることを掲げている。加えて、全ての人が個人として尊重され、人権が守られなければならないという人権尊重の理念は、世界人権宣言や人権に関する諸条約に共通して貫かれる普遍的な原理である。

本県では、戦後間もなく長野県振興委員会に部落問題特別委員会を設置して以来、時代の要請や社会情勢の変化を踏まえながら様々な人権課題に向き合い、長野県人権政策推進基本方針に示すとおり、人権教育及び人権啓発を柱とした取組を進めるとともに、あらゆる人権課題に総合的に対応して人権施策を推進する体制の構築に努めてきた。

しかしながら、部落差別をはじめとする差別、誹謗中傷、いじめ、虐待などの人権侵害行為は後を絶たず、その時々^{ひばう}の社会状況によっては、人権尊重の理念が十分に守られない事態も生じてきた。とりわけ近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大や情報化及び国際化の進展等に伴い、インターネット上の誹謗中傷やヘイトスピーチ等、人権を取り巻く状況は一層多様化し、複雑化している。

こうした人権侵害行為に立ち向かうためには、いかなる状況においても、県、県民及び事業者が、人権尊重の社会づくりの担い手として、人権は人が生まれながら有する侵すことのできない権利であるという基本的な認識の下、個人の尊厳の重要性を深く理解し、相互に連携協力して取組を進めていくことが不可欠である。

このため、誰もが当たり前に、その人らしく暮らすことができ、人権が尊重される社会の実現を目指し、人権侵害行為の防止及び解消に向けた取組を推進するため、県民と人権尊重の理念及びその重要性を共有し、市町村その他の関係者と協働しながら、人権がより尊重される社会をつくるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、全ての人が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた施策の基本となる事項を定めることにより、人権が尊重される社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに必要な施策(以下この章において「人権施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び積極的に推進するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の精神の涵養^{かん}に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、人権が尊重される社会づくりの推進のため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりの推進のため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。
(国、市町村等との連携等)

第5条 県は、人権施策の策定及び推進に当たっては、国、市町村、関係団体その他関係者と連携協力するものとする。

2 県は、市町村が人権施策を策定し、及び推進しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他支援を行うものとする。
(基本方針)

第6条 知事は、人権政策を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条及び附則第3項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権政策に関する基本的事項
- (2) 人権政策に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権政策を推進するために必要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、長野県人権政策審議会（第26条第1項の長野県人権政策審議会をいう。第16条第3項及び第19条第2項において同じ。）の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第2章 人権侵害からの救済等

第1節 人権侵害行為の禁止

第7条 何人も、他人に対して次に掲げる行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

- (1) 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。次号において同じ。）、ジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。同号において同じ。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の疾病、職業その他の事由を理由とする差別的取扱い又は差別的言動
- (2) 誹謗中傷、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント（性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。）、パワーハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、個人に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、個人の人格若しくは尊厳を害し、又は個人の勤務環境を害することとなるようなものをいう。）、プライバシーの侵害、アウティング（個人の性的指向、ジェンダーアイデンティティ等に関することを当該個人の同意なく、第三者に知らせることであって、当該個人の人格又は尊厳を害することとなるようなものをいう。）その他の権利利益を侵害する行為

第2節 救済手段等

(相談体制)

第8条 県は、人権侵害行為その他の人権に関する各般の問題につき、相談に応ずる体制を整備するとともに、相談の申出があったときは、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談の申出をした者への必要な情報の提供及び助言
- (2) 相談の申出をした者への国、県、市町村等が設置する相談に応ずる機関その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の紹介
- (3) 関係機関への通告、通報その他の通知
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な支援

2 県は、前項の規定による支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携に努めるものとする。

3 県は、相談に応ずる者に対し、相談業務を円滑かつ効果的に行うため、必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための研修を実施するものとする。

(救済の申立て)

第9条 人権侵害行為を受けた者及びその家族その他の関係者は、県が前条第1項の規定による支援を行ってもなおその解決が見込めないときは、規則で定めるところにより、長野県人権オンブズパーソン（第20条第1項の長野県人権オンブズパーソンをいう。以下この節において同じ。）に対し、救済の申立てを行うことができる。

2 人権侵害行為を受けた者の家族その他の関係者は、当該人権侵害行為を受けた者の意思に反して前項の救済の申立て（次項及び次条において「救済の申立て」という。）をすることができない。

3 救済の申立ては、当該救済の申立てに係る事実が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

- (1) 判決等により確定した権利関係に関するものであること又は判決等を求め現に裁判所に係属しているものであること。

- (2) 法令（民事調停法（昭和26年法律第222号）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）を除く。）に基づくあっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。
- (3) 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関するものであって、他の法令等に基づく不服申立て又は苦情申立て等を行うことができるものであること。
- (4) 長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年長野県条例第59号）第27条第1項若しくは第28条第1項の規定による申出、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）第18条第1項の規定による申出又は障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（令和4年長野県条例第14号）第26条第1項の規定による申立てを行うことができるものであること。
- (5) 国又は他の地方公共団体が行う事務に関するものであること。
- (6) 人権侵害行為が行われた日（継続する人権侵害行為にあっては、その終了した日）から3年を経過したものであること。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（調査）

第10条 長野県人権オンブズパーソンは、救済の申立てを受けたときは、当該救済の申立てに係る事案について調査を行うものとする。

2 長野県人権オンブズパーソンは、人権侵害行為に該当する事実があると認めるときは、職権をもって、必要な調査を行うことができる。

3 長野県人権オンブズパーソンは、前2項の規定による調査を開始した後において、その必要がないと認めるときは、当該調査を打ち切ることができる。

4 長野県人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を打ち切ったときは、理由を付してその旨を、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める者に対し、速やかに通知しなければならない。

- (1) 第1項の規定による調査 救済の申立てを行った者及び当該調査の対象となった者
- (2) 第2項の規定による調査 当該調査の対象となった者

（資料の提出等の求め）

第11条 長野県人権オンブズパーソンは、前条第1項又は第2項の規定による調査のため必要があると認めるときは、県の機関に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 長野県人権オンブズパーソンは、前条第1項又は第2項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該調査の関係者に対し、その必要の限度において、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

（人権侵害行為の是正要請）

第12条 長野県人権オンブズパーソンは、知事に対し、第10条第1項又は第2項の規定による調査の結果、人権侵害行為が行われたと認められるときは、当該人権侵害行為を行った者又はその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。次項において同じ。）その他の関係者に対して、当該人権侵害行為の是正その他の必要な措置を講ずるよう要請を行うことについて勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該人権侵害行為を行った者又はその保護者その他の関係者に対して、当該人権侵害行為の是正その他の必要な措置を講ずるよう要請を行うことができる。

（インターネット上の誹謗中傷等の削除要請等）

第13条 長野県人権オンブズパーソンは、知事に対し、第10条第1項又は第2項の規定による調査の結果、インターネット上の誹謗中傷等に関する情報（インターネット上で発信された誹謗中傷に該当する情報、プライバシーの侵害に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報をいう。以下この条及び第23条において同じ。）があることが明らかであり、かつ、速やかに削除されるべきものと認められるときは、特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対して、当該インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除を行うよう要請又は関係機関に対する通報を行うことについて勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けたときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除を行うよう要請又は関係機関に対する通報を行うことができる。

3 知事は、前項の規定による要請又は通報を行ってもなお当該インターネット上の誹謗中傷等に関する情報が削除されない場合であって、当該インターネット上の誹謗中傷等に関する情報を発信した者が明らかであるときは、その者に対し、当該インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除を行うよう要請を行うことができる。

4 知事は、前2項の規定による要請を行うに当たっては、表現の自由を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（意見表明）

第14条 知事は、第12条第2項の規定による要請又は前条第2項若しくは第3項の規定による要請の相手方の対応状況を踏まえ、必要があると認めるときは、当該相手方に対し意見を表明することができる。

2 知事は、前項の規定による意見の表明を行うに当たっては、長野県人権オンブズパーソンに意見を聴くことができる。

（要請等の尊重）

第15条 第12条第2項の規定による要請、第13条第2項若しくは第3項の規定による要請又は前条第1項の規定による意見の表明（次条において「要請等」という。）を受けた者は、これを尊重するとともに、誠実な対応に努めなければならない。

(要請等の公表等)

第16条 知事は、要請等又は第13条第2項の規定による通報を行ったときは、その旨を公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとする場合には、当該公表に係る要請等の相手方（特定電気通信役務提供者を除く。）に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、要請等及び第13条第2項の規定による通報の実施状況について、毎年度、長野県人権政策審議会に報告するとともに、その概要を公表するものとする。

4 知事は、第1項又は前項の規定による公表に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(人権侵害行為に県の機関が関係した場合の措置)

第17条 長野県人権オンブズパーソンは、人権侵害行為に県の機関が関係していると認めるときは、当該県の機関に対し、是正その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 長野県人権オンブズパーソンは、前項の規定による勧告を実施したときは、その旨及びその内容を公表するとともに、当該県の機関に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めるものとする。

3 前項の規定による報告を求められた県の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、長野県人権オンブズパーソンに対し報告するものとする。

4 長野県人権オンブズパーソンは、前項の規定による報告を踏まえ、第1項の規定による勧告に基づいてとった措置が不十分であると認めるときは、その旨の意見を表明することができる。

5 県の機関は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見の表明を受けたときは、これを尊重するとともに、誠実に対応しなければならない。

(人権に関する課題についての意見の公表)

第18条 長野県人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する課題について、意見を公表することができる。

2 長野県人権オンブズパーソンは、前項の規定による意見の公表に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(実施状況の公表等)

第19条 知事は、長野県人権オンブズパーソンに対し、第17条第1項の規定による勧告、同条第4項の規定による意見の表明及び前条第1項の規定による意見の公表の実施状況について、毎年度、報告を求めるものとする。

2 知事は、前項の報告があったときは、長野県人権政策審議会にその旨及びその内容を報告するとともに、その概要を公表するものとする。

3 知事は、前項の規定による公表に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第3節 長野県人権オンブズパーソン

第20条 公正かつ中立な立場で人権侵害からの速やかな救済を図るため、長野県人権オンブズパーソンを設置する。

2 長野県人権オンブズパーソンの定数は、5人以内とする。

3 長野県人権オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望があり、かつ、人権に関する優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

4 長野県人権オンブズパーソンの任期は、2年とする。ただし、補欠の長野県人権オンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。

5 長野県人権オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 この条に定めるもののほか、長野県人権オンブズパーソンの組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第3章 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策

(人権教育及び人権啓発)

第21条 県は、県民の人権尊重の精神の涵養に必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

2 県は、人権教育及び人権啓発を行うに当たっては、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、県民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供及び効果的な手法の採用を旨として行うものとする。

3 県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとする。

(市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識の調査)

第22条 県は、市町村、関係団体等から人権政策の推進に関する意見を聴く機会を設け、その意見を人権政策の推進に反映するよう努めるものとする。

2 県は、人権政策を効果的に推進するため、人権に関する県民の意識について調査を行うものとする。

(インターネット上の誹謗中傷等に関する情報による人権侵害の防止)

第23条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意しつつ、インターネット上の誹謗中傷等に関する情報による人権侵害を防止するため、次に掲げる措置を講ずるとともに、インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 県民の年齢、立場等に応じたインターネットの適切な利用に関するリテラシーの向上を図る機会を提供するための研修会、講演会等の実施、情報提供その他必要な施策の実施
- (2) インターネット上の同和地区に関する識別情報を削除するための関係機関に対する通報及び特定電気通信役務提供者に対する要請
- (緊急事態における人権侵害行為の防止)

第24条 県は、災害の発生、感染症のまん延その他の緊急事態において人権侵害行為を防止するため、人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある虚偽の情報の発信の防止のための対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第25条 県は、人権が尊重される社会づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 長野県人権政策審議会

第26条 人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述をするため、長野県人権政策審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。
- 7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第5章 雑則

(補則)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条から第20条までの規定は、令和9年4月1日から施行する。
- (準備行為)
- 2 第20条第3項の規定による長野県人権オンブズパーソンの任命及びこれに関し必要な手続は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。
- (経過措置)
- 3 第6条第1項の規定により基本方針が定められるまでの間は、この条例の施行の際現に知事が定めている人権政策を総合的に推進するための方針は、同項の規定により定められた基本方針とみなす。
- (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 4 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中	「	保育士試験委員	」を	「	人権政策審議会の委員及び専門委員 保育士試験委員	」に改める。
---------	---	---------	----	---	-----------------------------	--------

(長野県附属機関条例の一部改正)

- 5 長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表の1の長野県人権政策審議会の項を削る。
- (長野県附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この条例の施行の際現に任命されている前項の規定による改正前の長野県附属機関条例の規定に基づく長野県人権政策審議会（以下「旧審議会」という。）の委員は、第26条第3項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、その者の旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

人権・男女共同参画課

一時保護委託者の登録等の基準に関する条例をここに公布します。

令和8年7月13日

長野県知事 阿部 守 一

一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 登録等に関する基準（第3条―第24条）

第3章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨等）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定により、一時保護委託者の登録等に関する基準について定めるものとする。

2 この条例に定める一時保護委託者の登録等に関する基準（第3条において「最低基準」という。）は、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に入所している児童が、明るくかつ衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び登録一時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 登録等に関する基準

（最低基準の向上等）

第3条 知事は、最低基準を常に向上させるよう努めなければならない。

（一般原則）

第4条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、入所している児童一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、国籍、信条、社会的身分等によって、入所している児童の差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

4 登録一時保護委託施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。この場合において、利用する木材は、県産の木材とするよう努めなければならない。

（入所している児童の権利の制限）

第5条 登録一時保護委託者は、正当な理由がなく、入所している児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、やむを得ず入所している児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、当該児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動）

第6条 登録一時保護委託者は、施設等により入所している児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第7条 登録一時保護委託者の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他その心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（非常災害対策）

第8条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、毎月、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるようにするための必要な措置を講じなければならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（自動車を運行するときの所在の確認）

第9条 登録一時保護委託者は、入所している児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の当該児童の移動のために自動車を運行するときは、当該児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の当該児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（児童の権利擁護）

第10条 登録一時保護委託者は、入所している児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3の規定により児童相談所長又は知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（児童の所持品等）

第11条 登録一時保護委託者は、入所している児童の所持品等の取扱いについて、次に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

(1) 合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

(2) やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相

談所長又は知事に相談すること。

- (3) やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、当該児童の理解を得るために、児童相談所長又は知事に協力するよう努めること。
- (4) 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないよう適切に保管すること。

(設備の基準)

第12条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 採光、換気等入所している児童の保健衛生及び危害防止について十分考慮されたものであること。
- (2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- (3) 30人以上を入所させる登録一時保護委託施設にあっては、医務室及び静養室を設けること。
- (4) 入所している児童の生活の場について、当該児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件

(職員の一般的要件)

第13条 登録一時保護委託者は、入所している児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意があり、並びにできる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

(夜間の職員配置)

第14条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員)

第15条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設の設備及び職員と兼ねさせることができる。

- 2 前項の規定は、入所している児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第16条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所している児童の使用する設備若しくは食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。
- (3) 入所している児童の希望等を勘案し、その清潔を維持することができるよう、適切にその児童を入浴させ、又は清しきしなければならないこと。
- (4) 入所している児童に対し、清潔な衣服を提供しなければならないこと。この場合において、下着については児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。
- (5) 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならないこと。

(食事)

第17条 登録一時保護委託施設における入所している児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所している児童の食事は、栄養及びその児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、入所している児童の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならないこと。
- (3) 入所している児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

(健康状態の把握等)

第18条 児童相談所長又は知事は、児童の健康状態を把握するため、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。この場合において、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談する体制を整備しなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果について必要な事項を児童の健康を記録する書面に記入するとともに、当該児童について、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等の必要な手続を執ることを、当該措置を行った児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

- 3 登録一時保護委託者は、入所している児童の食事を調理する者について確実に健康状態の把握を行うよう特に注意を払わなければならない。

(養護)

第19条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、入所している児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ当該児童を養育することにより、当該児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

(生活支援等)

第20条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、入所している児童の自主性を尊重しつつ、基本的

- 生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。
- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、入所している児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。
- 3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 4 登録一時保護委託者は、入所している児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 5 登録一時保護委託者は、一時保護を解除された児童が適切な支援を受けられるよう、当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。
- （規程）

第21条 登録一時保護委託者は、児童の支援に関する事項その他施設の管理についての重要事項について、規程を設けなければならない。

（記録）

第22条 登録一時保護委託者は、入所している児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持等）

第23条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情解決）

第24条 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置を講ずるに当たっては、苦情を公正に解決するため、当該苦情に係る登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

第3章 雑則

（補則）

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

こども・家庭課児童相談・養育支援室

長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和8年7月13日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第32号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例

（長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（1）長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）第6条

（2）長野県流域下水道条例（昭和54年長野県条例第11号）第9条

（3）長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）第6条

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第3条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年長野県条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

別表の備考の1中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同備考の2中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する

コンプライアンス・行政経営課
障がい者支援課
水道・生活排水課
経営推進課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 7 月 13 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 33 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年長野県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表の 25 の 2 の項及び 43 の項中「、諏訪市」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定により諏訪市長に対し
てなされた届出その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における
この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の 25 の 2 の項及び 43 の項の左欄に掲げる事務に係
るそれぞれの条例の適用については、知事に対してなされた届出その他の行為とみなす。
（長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 3 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（令和 8 年長野県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。
附則第 5 項のうち知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の 25 の 2 の項の改正規定中「、諏訪市」を削る。

建築住宅課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和 8 年 7 月 13 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第 34 号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和 41 年長野県条例第 59 号）の一部を次のように改
正する。

別表第 2 中 「

越百のしずく発電所	上伊那郡飯島町	1,565
-----------	---------	-------

 を

「

越百のしずく発電所	上伊那郡飯島町	1,565
湯の瀬いとおしき発電所	長野市	860

 に改める。」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課